

川崎市都市計画審議会第26回都市計画マスタープラン等小委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月13日（月）午後5時30分～午後6時08分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎301、302、303会議室
- 3 出席者
 - 委員
中村会長、宮下委員、村上委員、岩山委員、中尾委員、渡部委員、大澤委員、佐々木委員
 - 事務局
まちづくり局計画部 武藤部長
都市計画課 大場課長、久木田担当課長
企画調整担当 玉木課長補佐
都市調査担当 張戸担当係長
都市基盤担当 市橋担当係長
- 4 議 事
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しに向けた検討について
- 5 傍聴者数 0名

川崎市都市計画審議会第26回都市計画マスタープラン等小委員会議事録

(武藤部長)

お疲れさまです。皆様方につきましては、続けての会議でお疲れのところ、川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

改めまして、司会のほうを務めさせていただきます武藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の小委員会につきましては、川崎市審議会等の公開に関する条例に基づき公開とさせていただきます。また、本日の会議録に個々の発言者氏名を記載することをあらかじめ御了解ください。

それでは、定足数の報告をいたします。

本日は、オンラインでの出席1名を含め、委員総数12名のうち7名の出席で半数以上の委員の御出席をいただいておりますので、都市計画マスタープラン等小委員会運営要領第3条第3項の規定により、本小委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会議の議長は委員長に進めていただくことになっておりますので、これからの進行は委員長にお願いします。

中村委員長、よろしくお願いいたします。

(中村委員長)

承知いたしました。それでは、ただいまから川崎市都市計画審議会第26回都市計画マスタープラン等小委員会を開会いたします。

本日の議事につきましては、お手元でございます議事次第に従いまして進めてまいります。

なお、川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会運営要領第7条によりまして、議長のほかに1名の署名人を指名するとなっておりますので、本日の議事録署名人には、大澤委員さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しに向けた検討についてでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

(張戸係長)

それでは、議題といたしまして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しに向けた検討について御説明させていただきますので、お手元のタブレット端末の1、整開保等の見直しに向けた検討についてのファイルをお開きください。

本日は、資料をスクリーンに映して御説明してまいりますので、スクリーンを御覧ください。また、お手元の説明資料につきましては、スクリーン中央下段に記載のページ番号

と合わせてございますので、適宜、御覧いただければと思います。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」を略して「整開保等」と呼んでおり、整開保等は、本市の都市計画の根幹的な方針であることから、令和6年度の見直しに先立ち、市民の皆様から御意見をいただき、まずは見直しの土台となる基本的考え方を昨年度末に策定し、この考え方を基にその後の整開保等の見直しに反映させていくものでございます。

これまでの経過と、今後の見直しに向けたスケジュールでございますが、昨年度、令和4年度は、本小委員会などで御審議いただくとともに、パブリックコメントで市民の皆様からの御意見を反映するなどし、整開保等の見直しに向けた基本的考え方を、本年3月に策定・公表を行ったところでございます。

その後、今年度より本考え方にに基づき、整開保等の改定素案の作成に向けた本格的な検討に入っております。今年度末に改正素案の公表を予定しております。

その後、都市計画手続などを経て、令和6年度中に整開保等を改定する都市計画決定を完了する予定でございます。

本日は、整開保等の見直しに向けた基本的考え方を踏まえ、整開保等の改定素案のたたき台を作成いたしましたので、改定の主なポイントを御説明させていただきます。

それでは、資料の御説明に入ります。お手元の資料では2ページでございます。

こちらのページでは、資料3ページ目以降で御説明してまいります。整開保等の改定素案たたき台の全体の概要について整理しております。

左上、1、整開保等とはでございますが、本市では、整開保と都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針の三つの方針をまとめて整開保等と呼んでおります。

まず、整開保でございますが、本市の広域的・根幹的な都市計画に関する基本方針を定めるもので、都市計画の目標や、市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針などを定めるものでございます。

次に、都市再開発の方針は計画的な再開発が必要な市街地について、住宅市街地の開発整備の方針は良好な住宅市街地の開発整備を図るため、防災街区整備方針は密集市街地の整備を図るため、それぞれ目標や方針を定めるものでございます。

その下の2、整開保等の見直しの経緯でございますが、整開保は昭和45年に当初策定され、都市計画基礎調査などを踏まえ、おおむね6から7年ごとに見直しを行っており、現在8回目の見直しの時期でございます。

次に、右側には、本年3月に策定・公表いたしました、整開保等の見直しの基本的考え方の概要をまとめており、六つの都市づくりを取り巻く環境の変化や、国・県・本市のまちづくりに関する動向を踏まえ、六つの都市づくりの基本方針ごとに見直しのポイントを整理しております。

都市づくりを取り巻く環境の変化といたしましては、人口減少社会への転換と高齢化の

さらなる進展、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会変容、社会のデジタル化の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展、自然災害の激甚化・頻発化、最後に、持続可能な開発目標であるSDGsを踏まえた政策の推進といった、環境の変化に対応していく必要があることから、整開保の見直しのポイントといたしましては、魅力ある都市づくりでは、横浜市高速鉄道3号線延伸に伴う新駅周辺の土地利用や、ウォークアブルなまちなかの推進、誰もが暮らしやすい都市・住まいづくりでは、高齢化の進展等を見据えた生活利便施設の立地誘導、緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくりでは、脱炭素社会への対応、産業の発展を支える都市づくりでは、臨海部での大規模土地利用転換への対応、災害に強い都市づくりでは、立地適正化計画策定を見据え災害リスクを踏まえた居住誘導や、激甚化などする自然災害への対応、人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくりでは、コンパクトで効率的なまちづくりなどを、見直しの概要として取りまとめております。

なお、ただいま御説明いたしました、都市づくりを取り巻く環境の変化や、見直しのポイントに関するイメージ画像につきましては、参考資料としてお手元の資料の13ページ目以降におつけしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、このページ以降、8ページまでを整開保の改定素案たたき台といたしまして、改定のポイントを整理しております。

赤字の箇所は、現在の整開保から今回の見直しで変更を想定している部分でございます。本日は赤字の変更点を中心に御説明させていただきます。なお、資料左側には、整開保の目次構成の全体をお示ししており、資料で御説明している目次箇所を黄色にしております。

まず初めに、こちらのページの1、はじめには、整開保の概要や都市計画区域の範囲を記載する予定です。

次に、2、都市計画の目標でございますが、目標年次を令和17年に更新する予定でございます。

また、都市づくりの基本理念でございますが、本市総合計画の基本構想に変更がないことなどから、大きな方向性は現在の整開保を踏襲いたしますが、都市構造のみにコンパクトで効率的なまちを目指すことを追加する想定でございます。

続きまして、(3)地域ごとの市街地像でございますが、①川崎、小杉、新百合ヶ丘の駅周辺地区の広域拠点、②新川崎・鹿島田や溝口などの駅周辺地区の地域生活拠点や、④生活行動圏につきましては、変更がない想定でございますが、③臨空・臨海都市拠点では、大規模土地利用転換を契機としたカーボンニュートラル化及び、革新的な技術などの創出等を支える基盤整備や、活力ある拠点の形成を目指すことへの変更を想定しております。

次に、3、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針でございますが、人口の推計や産業の規模の推定を整理し、更新していく予定でございます。

続きまして、4、主要な都市計画の決定の方針のうち、土地利用転換に関する主要な都市計画の決定の方針でございますが、大規模土地利用転換に伴う臨海部のさらなる活性化

や、コンパクトで効率的なまちづくりを記載していく想定でございます。

主な記載内容でございますが、①主要な用途の配置の方針の中の工業地のうち、臨海部では、臨海部の持続的発展に向けた戦略的マネジメントの推進、内陸部の工業系用途地域では、工業系用途での持続的な土地利用の誘導により、工業集積の維持・強化を目指すことを記載する想定でございます。

流通業務地のうち、東扇島地区では、港湾物流施設機能の強化に資する土地利用などを図っていくとともに、扇島地区では、GXやDXによる高度物流、港湾物流の拠点の形成を図る記載を想定しております。

次に、③用途転換、純化、複合化に関する方針でございますが、住宅地では、高齢化の進展などを見据え、生活利便施設などの立地誘導による居住者の利便性向上の取組を図っていく記載を想定しております。

また、少子高齢化に対応したまちづくりに関する方針を追加しておりまして、コンパクトで効率的なまちづくりを目指すこと、公共交通による駅へのアクセス向上などの記載を想定しております。

次に、④市街化調整区域の土地利用の方針のうち、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針でございますが、浮島1期地区及び東扇島掘込部につきましては、土地利用の方向性が明らかになった段階で市街化区域へ編入すること、また、横浜市高速鉄道3号線の新駅周辺では、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導などを図る記載を想定しております。

続きまして、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針の主な記載内容でございますが、交通施設の都市計画の決定の方針では、基本方針といたしましては、活力のある都市構造の形成、安心・安全な移動や災害に強く、地域特性に応じた交通環境の形成及び環境に配慮した交通環境整備などを目指すこと、また、道路整備の目標を更新する予定でございまして、さらに主要な施設の整備目標を更新していく予定でございます。

次に、下水道及び河川の都市計画の決定の方針のうち、下水道でございますが、水質保全に向けた高度処理施設の導入及び浸水被害や老朽化対策を進めることを記載する想定でございます。

また、河川でございますが、激甚化・頻発化する水害に適応した整備や取組を行うとともに、令和元年東日本台風で被害を受けた箇所への堤防整備を進めることを記載していく想定でございます。

続きまして、市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針でございますが、市街地整備の目標といたしまして、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区などを記載する想定でございます。

自然的環境の整備または保全に関する都市計画決定の方針でございますが、主要な緑地の配置の方針の中に、ハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組を進めることを記載していく想定でございます。

続きまして、環境に関する都市計画の方針でございますが、脱炭素社会の構築、スマートシティや水素・カーボンニュートラル産業の推進といった取組を行うことを記載する想定でございます。

都市防災に関する都市計画の方針でございますが、災害リスクを踏まえた居住や都市機能を誘導する地域を設定、適切な防災・減災対策を推進することを記載していく想定でございます。

整開保の改定素案たたき台の御説明は以上でございます。

続きまして、区域区分の変更概要について、御説明させていただきます。

区域区分とは、無秩序な市街化の防止を目的に、都市計画区域内を既に市街地を形成している、または優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分するもので、本市では昭和45年に当初決定をしております。

これまでおおむね6年から7年ごとに区域区分の見直しを行ってきており、今回の見直しにつきましては、昨年度末に策定した整開保等の見直しの基本的考え方における区域区分の基本的基準に基づき、区域区分を検証いたしました。

左側、中段の図は、本市における市街化区域と市街化調整区域の変遷といたしまして、面積の移り変わりをお示したもので、本市におきましては、現在、市域の約12%が市街化調整区域となっております。

次に、区域区分の基本的基準に基づく検証でございますが、基本的基準の1から6の各項目につきまして、将来人口推計や道路整備などによる地形地物の変更の有無など、市街化区域及び市街化調整区域の動向を確認いたしました。

検証の結果といたしまして、市街化区域の規模につきましては、将来人口推計の結果、人口の伸びなどが確認できることから、市街化区域の拡大が可能な状況となっております。

市街化区域の編入につきましては、市街化区域の規模の検証結果より、新市街地として、計画的な市街地整備が確実になった段階で編入する区域、いわゆる保留フレーム方式による区域の設定が可能となっている状況です。

このような検証結果を踏まえまして、右下の市街化区域及び市街化調整区域への編入の方向性でございますが、市街化区域への編入につきましては、将来人口推計の結果、人口の伸びなどが確認できることから、新市街地の設定の検討を行うことといたします。

また、道路整備などにより区域界の地形地物に変更された区域につきましては、事務的変更により、区域区分を変更することといたします。

区域区分、変更の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、都市再開発の整備の方針でございますが、本方針において、1号市街地とは、既成市街地を中心に、計画的な再開発が必要な区域を含む一体の市街地を指定するものでございます。

また、整備促進地区とは、1号市街地の目標の実現を図る上で効果が特に大きいと予想

される地区、特に再開発を行うことが望ましい地区などを指定するものでございます。

さらに、2号再開発促進地区とは、1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を指定するものでございます。

本市ではこれまで、主に広域拠点を中心とした地区や鉄道沿線まちづくりに関連した地区において、計画的に再開発を推進するため、それぞれの地区指定を行ってきたところでございます。

今回の主な変更点につきましては、臨海部の大規模な土地利用転換を踏まえまして、地区を大幅に見直す予定でございます。

具体的な地区の指定といたしましては、臨海部1号市街地の区域を臨海部全域とするほか、整備促進地区及び2号再開発促進地区の新規指定などを予定しております。

そのほか、横浜市高速鉄道3号線延伸による市街地整備を想定し、1号市街地及び2号再開発促進地区の新規指定を予定しております。

続きまして、住宅市街地の開発整備の方針でございますが、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、または開発すべき市街化区域における相当規模の地区として、重点地区を定める必要がございます。

主な変更点といたしましては、県の住生活基本計画における重点供給地域と整合を図り、重点地区として、虹ヶ丘二丁目地区を追加する予定でございます。

続きまして、最後に防災街区整備方針でございますが、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、防災再開発促進地区を定める必要がございます。

これまで行ってまいりました取組を引き続き実施していく予定であることから、現状では大きな変更は想定してございません。

御説明は以上でございます。

(中村委員長)

御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問等がございましたらば、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

大澤委員さん、どうぞ。

(大澤委員)

どうもありがとうございました。

最後のほうで絵がついたのは非常によく分かりやすいなと思っていて、これから御質問するのは産業地のことでございますけれども、まず、一番最後のページに、産業のイメージが右の上のほうにございまして、これは臨海部ビジョンだと思うんですね。

これを受けて、この前のほうに戻って、記述を見ますと、例えば4ページのところに地域毎の市街地像ということで、③のところに赤い字があるんですが、私はこれを見ていいなと思ったのは、最後のパラグラフともう一つの上の、我が国の重点課題の解決に資する

活力ある拠点の形成をめざすというところで、これは川崎市の臨海部の全国というか、日本における役割からすると、すごくいいことだと思うんですね。

これをもう少し展開するのがいいのかなと思って見ていましたところ、10ページのところの都市再開発の方針のところ、今、御説明がありましたような大きな黄色の丸とか、幾つかの丸ありまして、その大きな土地利用の点も図っていくんだという宣言だと思っております。

可能ではないかもしれませんが、もし可能であれば、この臨港の地区だけをこの資料1-Uにあるような形の大きなものとして、あるいは先ほどのイメージ図にあるような形で展開するということが可能なんではないかというお尋ねでございます。

(大場課長)

臨港地区全体。

(大澤委員)

そうですね、臨港地区だけを捉えて、産業地という、要するに川崎市を代表するような、これから日本の大きな課題を受け取ろうというような、世間のモデルとしてのイメージとしてということです。今の段階では難しいということであれば結構でございます。

(中村委員長)

いかがでしょうか。

事務局、お願いします。

(玉木課長補佐)

今、スライドのほうに再開発方針のイメージ図をお示しさせていただいているところでして、御指摘いただいたところ、一番右下のところになるかと思いますが、臨海部のところ、川崎区のほうに関しましては、産業道路より北側というか、図では、左側のほうのみが1号市街地としての指定をしていたところでして、産業道路より海側、臨海部、臨港地区のほうに関しましては、今まで1号市街地という指定をしていなかったところでして、今後、特にJFEさんであったりですとか、そういった大きな動き、そういった対応に合わせて臨海部の発展をしっかりと見ていかないといけないというところで、全体的に今回1号市街地の指定をということで想定をさせていただきつつ、また整備促進地区であったりですとか、2号再開発促進地区、こういったものもポイントとして想定されることについては、積極的に位置づけをさせていただこうというふうに考えているところでございます。

再開発の方針としてはそのようなところになってございますので、あとは、整備保自体にどこまで書き込めるかだとか、そういうところになってくるかと思うんですけれども、現状としましては、先ほど資料ページで行きますと、4ページのほうですね、特に地域毎の市街地像ということで、そうですね、ここですね。地域毎の市街地像の①から④の中で、特に③の臨空・臨海都市拠点ということで、こちらについては積極的な取組を目指していきますというところは、今回、改正点として入れさせていただいたというようなところに

なっております。

(大澤委員)

ありがとうございました。

ということは、具体の形でどうのという段階ではないけれども、いろいろな状況、事情が変わって土地利用が受けるような責務が出てきたら、臨機応変に再開発のほうで対応していくという、そういうことだという理解でいいですか。

(中村委員長)

事務局、どうぞ。

(玉木課長補佐)

そうですね、整開保といたしましては、大枠としての方針として記載させていただくところでございますので、特に臨海部の部分につきましては、繰り返しになりますが、J F Eのところを中心になるかと思えますけれども、そういった土地利用の検討委員会等も設置をして取組を進めているところですので、そこに加えて都市計画の動きですとか、そういったものも再開発方針等をかけていくことによって、機動性を持ってやっていけるというふうに考えてございます。

(大澤委員)

ありがとうございました。

(中村委員長)

ほかに。

佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員)

2 ページ目の都市づくりを取り巻く環境の変化の中に、社会のデジタル化の進展ということが書いているんですけども、特に、多分10年後という、AIが行うケースに一致するだろうと思うんですけども、そのデジタル化の推進をベースとした都市づくり、どうしようかという、その背景は分かるんですけども、それに関してちょっとどこにデジタル化の推進のことが反映しているかというのが、この資料中で読み取れなかったんですけども、もし何かあればという、1点だけ、もしかしたらということで8ページのスマートシティの推進のベースになるのかなぐらいの想定なんですけれども、何かあれば教えていただければと思います。

(中村委員長)

事務局、どうぞ。

(張戸係長)

ご質問をありがとうございます。

資料から漏れているところもあったんですが、見直しの基本的考え方の中では、このP 2の上から二つ目、誰もが暮らしやすい都市・住まいづくりの中で、ICTですとか、AIの活用などによるウェルビーイングなまちづくりですとか、その上の、魅力ある都市づ

くりのところでは、新たな技術革新などの動向を見据えて、持続可能な交通体系を構築していくというような、要は自動運転を見据えたような記載をしてございまして、申し訳ございません、本日の資料はちょっと抜けているようなところもございまして、そこら辺を含めて見直していこうと思います。ありがとうございます。

(佐々木委員)

ありがとうございます。

(中村委員長)

ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

村上委員さん、お願いいたします。

(村上委員)

資料の8ページの中での環境配慮に関する都市計画の方針の部分で、水素・カーボンニュートラル産業の推進という記載があるんですが、この下の説明を見ていると、そういった産業を何か育成して推進していくのか、それとも、あくまでも産業のカーボンニュートラル化を実現するのか、その辺、どちらを意味しているのかなというのを確認させていただければと思ったのと、あと、水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの積極的な導入と利活用というところで、これは何か臨海部のそういった産業のカーボンニュートラル化のための記述なのか、それとも川崎市全体で水素を軸とした、そういったカーボンニュートラルなエネルギーの積極的な導入というような意味合いなのか、なかなか都市全体で水素を導入していくとなりますと、結構関係が難しいのかなという部分と、水素の前にやはり再生可能エネルギー導入の推進のほうが現実的な部分もあるかなと思ひまして、もう少し説明を補足していただきたい。

(中村委員長)

事務局、どうぞ。

(張戸係長)

御質問をありがとうございます。

まず、カーボンニュートラル産業の推進の部分でございましてけれども、ただ単にカーボンニュートラルを実現するだけじゃなくて、そういった業務をやっている産業を誘致してくるというような意味合いも含めて記載してございます。

もう一点、カーボンニュートラルなエネルギーの積極的な導入と利活用に向けた取組でございましてけれども、今、現時点では、あくまでも先導的には臨海部で主に積極的な導入と利活用に向けた取組をやっていくところは見えてございましてけれども、ゆくゆくは、全市にそういったことも波及することも思いとしては持ちながら、記載したところでございます。

以上でございます。

(中村委員長)

村上委員さん、どうぞ。

(村上委員)

ありがとうございます。確かに水素社会の実現というのはある意味でカーボンニュートラルの中ではあるかと思いますが、もし臨海部に限るような話であればいいんですが、何か川崎市全体の話であれば、再生可能エネルギーというのも追記しておいても特に問題ないのかなというふうに思いましたのと、カーボンニュートラル産業の推進であれば、ちょっと下の説明の部分で、そういった何かカーボンニュートラル産業を誘致なのか、育成なのかはちょっと分からないんですが、今の記述ですと恐らく産業のカーボンニュートラル化の取組みたいな形になりますので、むしろ本当に産業の育成を目指しているのであれば、何か少し記述の工夫もされてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

(中村委員長)

事務局さん、どうぞ。

(張戸係長)

どうもありがとうございます。そういうような点も踏まえながら、記載を検討しようと思えます。ありがとうございます。

(中村委員長)

ほか、いかがですか。

中尾委員さん、どうぞ。

(中尾委員)

15ページに、人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくりというのを書いてあるんですけど、この中で確かにこれから少子高齢化という問題が控えているわけですよ。

今までやってきた中での建物の高度利用、これをやっぱりどこかで止める必要が出てくるんじゃないかというのは、高い建物を増やしても、人口が減ったら入らなくなるような、建物が余ってくると思うんですよ。

そのときに、高い建物を今度は壊すということ考えたら、やっぱりある程度のところで、建設の勢いを止めたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

そういうことは、どこかで考えていますか。

(中村委員長)

いかがでしょう。事務局さん、どうぞ。

(張戸係長)

ありがとうございます。ゆくゆくは、そういったことも考える時期が必要なのかなと思ってございますけれども、今、計画を見据えている10年、20年の中では、人口はピークからちょっと降下はするんですけども、今よりも少し人口が多いような状況もございますので、まだそこまでこの計画の中では書き込む場面ではないかなと思っている状況でございます。

以上でございます。

(中村委員長)

どうぞ。

(中尾委員)

人口は確かに10年では減らないと思います。ただ、年寄りが多くなりますよ。自分がもう既に感じているから言うわけではないんですけども、そうすると、やっぱり高層ビルというのは、だんだん入る人が減ってくるんじゃないかなと、そう思う。

だからやっぱり先のことを考えたら、そこも入れておいたほうが僕はいんじゃないかなと思ったんですね。

先ほど、都計審のほうで石川先生がかなり私見で言っていますけれども、その考え方も整開保の中で、どこかに落としていったほうがいいような気がします。これは、あくまでも私の個人的な意見です。

(中村委員長)

事務局さん、どうぞ。

(張戸係長)

承知いたしました。その件も含めまして、どういった記載ができるか検討してまいります。ありがとうございます。

(中村委員長)

そのほか、いかがでしょうか。

(渡部委員)

よろしいですか。

(中村委員長)

渡部委員さん、どうぞお願いします。

(渡部委員)

交通インフラの件で1点申し上げたいのですが、川崎は縦のほうが非常に弱く感じるんですね。横のほうは鉄道とか道路も、東京都内からずつつながってありますけれども、縦貫の道路というと幹線道路が3本ぐらいしかないんだろうと思います。

高速もなかなか遅々として進まない、大師から今、いずれは東名川崎まで延びる計画があるんでしょうけれども、かなり相当かかるのだろうなということからしますと、横浜は人口規模が非常に大きいものですから、余計に進んでいるんでしょうけど、何かこの交通インフラで、6ページで高速川崎縦貫線とかいろいろ書かれていますけれども、何かもうちょっと強調できないものかなというふうに思います。

川崎区から麻生区まで行くのに2時間ぐらいかかるんじゃないですかね、日中ですと。

以上です。

(中村委員長)

事務局さん、どうぞ。

(張戸係長)

御質問と半分御要望のようなところをありがとうございます。

今おっしゃられたとおり、そんなに進んでいないような状況もございまして、この計画の期間内に関係部署とも調整して、どのぐらい記載していけるかは検討させていただこうと思います。

以上でございます。

(中村委員長)

そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

—— なし ——

(中村委員長)

今日ちょっと時間が押しておりますのと、時間も限られているのもございますので、お持ち帰りいただきまして、何か気がついたことがございましたら、別途事務局にお寄せいただくという形でいいですか。事務局さん、いいですか。

(大場課長)

今日、お時間がなかったという面もありますし、事務局までもしくはファックスをいただければその辺をまた検討させていただいて、会長と御相談させていただいて、まとめていきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

(中村委員長)

そんな形でよろしく願います。

冒頭に説明がありましたように、また2月頃ですか、続編がまた議論の場があるということですから、そこでまた今日の御意見、また追加でいただいた御意見等も含めて、早速確認じゃないんですけども、もう一度また議論する機会があると思っておりますので、よろしく願います。

それでは、そのような形で寄せていただきました意見、事務局さんと私のほうでまたいろいろ検討させていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

じゃあ、今日の議論はこの程度とさせていただきます、よろしゅうございましょうか。

今日の議題はこの一つでございますので、小委員会のほうはこれで閉会というふうにさせていただきますと思います。進行のほうを事務局にお返しいたします。

(武藤部長)

皆さん、ありがとうございます。本当に、長時間、御審議、御意見をいただきましてありがとうございます。

当小委員会の次回の開催につきましては、次回の都市計画審議会と同日を考えておりまして、来年の2月頃に開催する予定でございます。また詳細が決まりましたら、改めて御

連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

本日は長時間にわたり、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。